

野田市告示第53号

野田市公契約条例に規定する賃金等の最低額の告示

野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）第6条第1項第1号の規定による賃金等の最低額は、別表のとおりとする。

令和3年3月30日

野田市長 鈴木 有

別表 野田市公契約条例の規定による賃金等の最低額（告示日以降に締結する契約から適用）

1 公共工事設計労務単価に定められる職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
1 特殊作業員	2,572	27 普通船員	2,561
2 普通作業員	2,179	28 潜水士	4,261
3 軽作業員	1,584	29 潜水連絡員	3,103
4 造園工	2,295	30 潜水送気員	3,050
5 法面工	2,731	31 山林砂防工	2,859
6 とび工	2,997	32 軌道工	5,207
7 石工	2,922	33 型わく工	2,699
8 ブロック工	2,689	34 大工	2,720
9 電工	2,508	35 左官	2,901
10 鉄筋工	2,986	36 配管工	2,444
11 鉄骨工	2,657	37 はつり工	2,667
12 塗装工	2,954	38 防水工	3,082
13 溶接工	3,124	39 板金工	3,039
14 特殊運転手	2,593	40 タイル工	2,508
15 一般運転手	2,295	41 サッシ工	2,720
16 潜かん工	3,230	42 屋根ふき工	2,635
17 潜かん世話役	3,804	43 内装工	2,954
18 さく岩工	3,284	44 ガラス工	2,731
19 トンネル特殊工	3,209	45 建具工	2,667
20 トンネル作業員	2,635	46 ダクト工	2,402
21 トンネル世話役	3,592	47 保温工	2,412
22 橋りょう特殊工	3,252	48 建築ブロック工	2,593
23 橋りょう塗装工	3,315	49 設備機械工	2,444
24 橋りょう世話役	3,730	50 交通誘導員A	1,605
25 土木一般世話役	2,635	51 交通誘導員B	1,435
26 高級船員	3,241		

2 その他の職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
52 電気通信技術者	3,390	57 船団長	3,241
53 電気通信技術員	2,285	58 潜水世話役	4,261
54 製作工（橋梁）	2,922	59 機械設備製作工	2,699
55 機械工	3,124	60 機械設備据付工	2,593
56 助手	2,179		

上記の最低額は、野田市公契約条例の規定による賃金等の最低額で1時間当たりの単価とする。